

各種相談お知らせ 8・9月

※区役所1階で実施。相談は無料。市内在住の方に限ります。

相談名	日程	受付方法	問合せ
法律相談	8月5日、19日、26日、 9月2日、9日、16日、 30日(木)	当日に電話予約受付 (9:00～先着順) 相談時間 13:00～17:00	政策推進課③番窓口 予約 ☎4302-9683
※できるだけ多くの方に法律相談をご利用いただくため、同一・同種の案件について、反復的・継続的に法律相談をご利用になることは、お控えいただきますよう、お願い致します			
相続登記・後見 借金問題相談	8月13日、9月10日(金)	当日1階窓口で受付 (13:00～15:30)	大阪司法書士会阪南支部 ☎6628-7133 予約不要
相続遺言帰化 相談	8月3日、9月7日(火)	当日1階窓口で受付 (13:00～15:00) ※受付は14:45まで	大阪府行政書士会 阿倍野支部 ☎6777-4208 予約不要
税理士相談	9月14日(火)	当日1階窓口で受付 (13:00～15:30)	近畿税理士会東住吉支部 ☎6703-1800 予約不要
行政相談	8月11日、9月8日(水)	当日1階窓口で受付 (13:00～14:00)	政策推進課③番窓口 ☎4302-9683 予約不要
花と緑の相談	9月17日(金)	当日1階窓口で受付 (14:00～15:30)	長居公園事務所 ☎6691-7200 予約不要
不動産相談	8月6日、9月3日(金)	当日1階窓口で受付 (13:00～16:00)	大阪府宅地建物取引業協会 なにわ阪南支部 ☎4399-1555 予約不要
若者(15～39歳) 自立相談	8月27日(金)	コネクションズおおさか (電話・Faxで予約受付) 相談時間 14:00～17:00 ※受付は16:30まで	コネクションズおおさか 予約優先 ☎6344-2660 ☎6344-2677 火～土(祝日除く)10:30～18:30
※対象は、対人関係が苦手、ひとつの仕事が長続きしないなどの悩みを抱えた15～39歳で 現在仕事に就いていない若者とその保護者			

児童扶養手当・特別児童扶養手当 現況届手続きについて

児童扶養手当または特別児童扶養手当を受給されている方は、7月末に送付しております「お知らせ」を確認のうえ、更新手続きのため区役所までお越しください。

受付期間 ※土日祝は除く	受付場所(区役所内)	児童扶養手当 (8月2日～31日)	特別児童扶養手当 (8月12日～9月13日)
8月2日(月)～11日(水)	3階303会議室	○	×
8月12日(木)～31日(火)	3階303会議室	○	○
9月1日(水)～13日(月)	3階33番窓口	×	○

※「お知らせ」では、あらかじめお越しいただく日を指定していますが、指定日にご都合が悪い場合は上記受付期間内にお越しください。(土日祝除く、金曜日は19:00まで受付)

問合せ 保健福祉課(地域福祉)③番窓口 ☎4302-9857

**ご自身のごこと、ご家族のごこと、
ご近所のごことお気軽にご相談ください**

平野区社会福祉協議会では「平野区見守り相談室」を設置し、皆さんの不安やお困りごとの解決に向けて、一緒に考えていくお手伝いをしています。



「こんなとき、どこに相談すればいいの?」といったお悩みでも、ぜひご相談ください。

〈例えば〉

- あいさつや声かけの様子がいつもと違う
- 数日姿を見かけない
- 新聞、郵便物がたまっている
- 家族のことで悩んでいる
- 社会に出るのが怖い
- 夜になっても洗濯物が干したままになっている
- 窓、カーテンが何日も開けっぱなし、または、閉めっぱなしになっている
- ごみが放置され、家から異臭がする

問合せ 平野区見守り相談室(平野区社会福祉協議会)
☎6795-2577
保健福祉課(地域福祉)③番窓口
☎4302-9860

**令和3年8月からの介護保険制度改正の
お知らせ**

**【改正1】介護保険施設を利用したときの食費や負担
限度額の基準等の一部が変更されます**

介護保険施設でサービスを利用した被保険者の食費・居住費(滞在費・宿泊費)は、所得に応じて支払の基準額が設定されていますが、在宅サービスを利用している方との公平性等の観点から、令和3年8月より食費の基準額が変更されます。



また、現行の第3段階を保険料の所得段階と合わせて2つの段階に区分するとともに、預貯金額の基準について、所得段階に応じて基準を設定します。

【改正2】利用者負担の上限額の一部が変更されます

介護保険サービス(総合事業のサービスを含む)にかかった費用の1割、2割または3割が利用者負担となり、その利用者負担額が一定の上限額を超えた場合は、申請により「高額介護サービス費」として支給しております。

令和3年8月から現役並みの所得者の上限額が変更されます。詳しくは大阪市ホームページをご確認ください。

問合せ 保険福祉課(介護保険)①番窓口
☎4302-9859

個人市・府民税に関する税務調査を実施します

昨年度にお勤め先からの給与支払報告書や所得税の確定申告書の提出があった方で、今年度の申告等がない方などを対象に、個人市・府民税の申告書をお送りしますので、申告が必要な場合は指定の期日までにご提出ください。また、申告等の内容や収入・所得の状況、事務所等の開設状況などについて、市税事務所から文書や電話または訪問(徴税吏員証を携帯)による税務調査を実施しますのでご協力をお願いします。

問合せ あべの市税事務所(個人市民税担当)
☎4396-2953

**「国民健康保険料のための所得申告書」
の提出をお願いします**

国民健康保険では、保険料の計算や国の補助金を申請するために、10月の上旬までに税の申告が不要な方を含め、すべての加入者の所得状況を把握する必要があります。

そのため、前年の所得を申告されていない方のいる世帯へ、「国民健康保険料のための所得申告書」を7月に送付しています。

国民健康保険料の軽減(7・5・2割)及び減免は、世帯全員の所得が判明している必要があります。所得の不明な方がいる場合は、軽減・減免を受けられませんが、税の申告が不要な場合であっても、国民健康保険にかかる所得の申告を行う必要があります。

なお、申告書を送付した世帯のうち、未提出の世帯を対象とし、8月より「大阪市国民健康保険料コールセンター」から電話で申告書の提出を呼びかけていますので、必ず提出をお願いします。

問合せ 保険年金課(保険)⑦番窓口
☎4302-9956

**国民健康保険被保険者証の
点字シール対応について**

10月の国民健康保険被保険者証(以下、「保険証」という)の更新の際、視覚障がいのある方(希望者)の保険証に「ほけんしょー」と表記した点字シールを貼って送付します。ご希望の方は、保険年金課に電話でお申し込みください。

【申込時にお聞きする事項】

希望者の住所、氏名、生年月日
※一度お申し込みいただければ、毎年のお申し込みは不要です。なお、転居等により世帯主の変更や居住区の変更があった場合は、再度お申し込みいただく必要があります。

問合せ 保険年金課(保険)⑦番窓口
☎4302-9956

募集・催し

**【大阪府・ローソン・KDDI共同事業】
はじめてのスマホ・キャッシュレス講座 無料**

日時 / 8月17日(火)・19日(木) 14:00～15:30
場所 / ローソン平野瓜破東一丁目店(瓜破東一丁目11)
※本講座参加のための店舗駐車場利用はお控えください
内容 / スマホアプリの追加やキャッシュレスの利用方法(各回同内容)
対象・定員 / スマホでキャッシュレスを利用したことがない方、利用してみたい方 各回10名(先着)
持物 / お手持ちのスマートフォン・筆記用具
申込 / 8月6日(金)～13日(金)電話
問合せ auショップ長吉 ☎0800-700-1517